

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

中国財務局管内の合同宿舎における自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 52 条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者であること。
- (12) 下記 3. の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込

公募に参加を希望する者は、公募要項及び申込書類を財務省中国財務局ホームページ「<https://lf.b.mof.go.jp/chugoku/>」から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

(1) 申込方法

持参若しくは郵便（配達証明郵便等の記録が残るものに限る）による。

(2) 受付場所

広島市中区上八丁堀 6 番 30 号

広島合同庁舎 4 号館 10 階 中国財務局管財部統括国有財産管理官（第三部門）事務室

(3) 受付期間

令和 8 年 9 月 18 日（金曜日）から令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）

9 時から 12 時まで及び 13 時から 16 時 30 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（受付は、持参の場合は 16 時 30 分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。）

4. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

財務省中国財務局長 若原 幸雄

公 募 要 項

財務省中国財務局が所管する下記の合同宿舍自動車保管場所の空き区画（以下「駐車区画」という。）について、宿舍の入居者（以下「入居者」という。）をはじめ広く地域の方々の利便性の向上が図れるよう、「カーシェアリング事業」に活用することといたしました。

ついては、下記のとおり公募により事業者を募集しますので、参加を希望される方は本書をよく読み、内容をご承知のうえ参加して下さい。

（本件において「カーシェアリング事業」とは、道路運送法第 80 条の許可を受けた業をいう。）

1. 公募に付する事項

(1) 事業者を公募する物件（使用許可の対象宿舍）

物件番号：広島－１ 合同宿舍牛田住宅	
所在地（住居表示）	広島市東区牛田本町 6－1505－90（広島市東区牛田本町 6 丁目 2）
駐車区画数	5 区画
（参考）管理戸数	780 戸（世帯用 280 戸、独身・単身用 500 戸）

物件番号：広島－２ 合同宿舍己斐住宅	
所在地（住居表示）	広島市西区己斐西町 2256-12 外（広島市西区己斐西町 21）
駐車区画数	1 区画
（参考）管理戸数	128 戸（世帯用 128 戸）

物件番号：広島－３ 合同宿舍草津住宅	
所在地（住居表示）	広島市西区草津新町 1-19-1 外（広島市西区草津新町 1 丁目 19）
駐車区画数	1 区画
（参考）管理戸数	439 戸（世帯用 306 戸、独身・単身用 133 戸）

物件番号：岡山－１ 合同宿舍西古松住宅	
所在地（住居表示）	岡山市北区西古松 236-101 外（岡山市北区西古松 238-105-1 外）
駐車区画数	1 区画
（参考）管理戸数	91 戸（世帯用 76 戸、独身・単身用 15 戸）

物件番号：岡山－２ 合同宿舍津島住宅	
所在地（住居表示）	岡山市北区いずみ町 1-21 外（岡山市北区いずみ町 4-1 外）
駐車区画数	1 区画
（参考）管理戸数	75 戸（世帯用 43 戸、独身・単身用 32 戸）

物件番号：岡山－３ 合同宿舎堀南住宅	
所在地（住居表示）	倉敷市堀南字稿毛場 850-2（倉敷市堀南 850-2）
駐車区画数	1 区画
（参考）管理戸数	136 戸（世帯用 40 戸、独身・単身用 96 戸）

物件番号：島根－１ 合同宿舎山代住宅	
所在地（住居表示）	松江市山代町字来美 698-1（松江市山代町 698-1）
駐車区画数	1 区画
（参考）管理戸数	88 戸（世帯用 40 戸、独身・単身用 48 戸）

物件番号：島根－２ 合同宿舎第四西川津住宅	
所在地（住居表示）	松江市西川津町字諸田 831-1（松江市西川津町 831-1）
駐車区画数	1 区画
（参考）管理戸数	42 戸（独身・単身用 42 戸）

※ 宿舎の駐車区画の場所については、別添 1「駐車場平面図」でご確認下さい。

(2) 公募の条件

① 土地利用の条件

- ・ 用途は、「カーシェアリング事業」に限ります。
- ・ 駐車区画数は（１）のとおりです。（物件毎での提案が可能です。）
- ・ 土地の利用は、国有財産法第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、使用を許可するものです。（事業者に決定した者は、別途、別添 2「国有財産使用許可申請書」を提出してください。）

② 駐車区画の場所

- ・ 駐車区画の場所は、原則、中国財務局が指定する場所とします。（別添 1「駐車場平面図」参照）

③ 使用許可の期間

- ・ 使用許可期間は、令和 8 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までとします。
ただし、必要に応じ 2 年を超えない期間で 1 度に限り、期間の更新を行うことができます。

（2 年度毎の使用許可となりますので、継続を希望される場合は、あらためて許可申請をしていただいた上で令和 10 年 12 月 1 日に再許可することになります。）

④ 使用料

〔年次使用料〕

- ・ 使用許可期間における使用料は、第 1 年次（令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで）と第 2 年次（令和 9 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで）に分けて納付していただきます。

〔提案を受ける金額〕

- ・ 決定使用料は、物件毎の駐車区画（1 区画分）の第 1 年次に相当する国が設定する最低使用料（非公表）以上の額で、事業者が提案する額（提案価格）に消費税相当額を加えたものになります。

したがって、提案価格は、駐車区画の第 1 年次の期間に相当する税抜き使用料の額を記載願います（合同宿舎牛田住宅は、その額に 5 区画分を乗じた額となります。）

（※駐車区画 1 区画の幅及び面積は、概ね 2.5m、12.5 m²です。）

なお、第 2 年次の使用料については、上記の提案価格に含まれません。

- ・ 駐車区画以外の場所に案内看板等を設置する場合は、事業者決定後に別途協議することとしますが、その使用料は別途国が定める使用料とし、上記の提案価格に含まれません。

〔使用許可の取り消し等における使用料の算定〕

- ・ 使用許可を取り消すことになった場合等は、事業者が使用した最初の日から最後の日（原状回復した日）までの期間を年間使用料で日割計算したものを使用料とします。

〔使用料の支払時期〕

- ・ 使用料は、国の発行する納入告知書により、指定する期限までに全額納入することとします。

⑤ その他、使用条件など

- ・ その他の使用条件については、別添 3「国有財産使用許可書（案）」のとおりです。

2. 事業者の応募資格要件

次の各号に定める内容を全て満たす事業者が応募できるものとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこ

と。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条、同法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者であること。
- (12) 下記3.の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込手続(申込書類)

申込書類を財務省中国財務局ホームページ「<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/>」より入手し、必要事項を記入の上、下記受付期間内に持参若しくは郵便(配達証明郵便等の記録が残るものに限る)により、応募申込を行うこと。

※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(1) 受付期間

令和8年9月18日(金曜日)から令和8年10月13日(火曜日)

9時から12時まで及び13時から16時30分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。受付は、持参の場合は16時30分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。)

(2) 受付場所

広島市中区上八丁堀6番30号

広島合同庁舎4号館10階中国財務局管財部統括国有財産管理官(第三部門)事務室

(3) 申込書類(各1部)

「法人、個人共通」

- ① 応募申込書(様式第1号) ※他の書類とは別に封書に封印の上、提出してください。
- ② 誓約書(様式第2-1号・第2-2号)
- ③ 道路運送法第80条、同法施行規則第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ていることを確認できる資料。

「法人の場合」

- ④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(書類提出前3ヶ月以内に発行のもの)
- ⑤ 納税証明書(その3の3「法人税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書(書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの))

「個人の場合」

- ⑥ 履歴書(本人、従業員・任意様式)及び住民票(書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの)
- ⑦ 納税証明書(その3の2「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書(書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの))

(4) 質問の受付等

質問については、「公募に関する質問書」（様式第3号）に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、希望者すべてにメールにて回答しますので、質問がない事業者であっても、回答書の送付を希望する場合は、その旨を以下「質問書送信先」へメールにて送信してください。

質問書送信先：TGZKOKUYU30P@tg.lfb-mof.go.jp

(ティージー・ゼット・ケイ・エー・ワイ・ユー・30ピー・@ティージー・エフ・ブイ・エー・エム・エフ・ジ・エー・ジー・ピー)

質問書締切日：令和8年10月8日（木曜日）16時30分まで

質問に対する回答予定日：令和8年10月9日（金曜日）16時頃

4. 事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、事業者を決定します。（令和8年10月14日（水曜日）の予定。）
- (2) 公募物件に応募した提案価格（応募申込書の提案価格）が、国の設定する最低使用料（年額）以上の額で、最高の価格をもって応募申し込みを行った者を、当該公募物件にかかる事業者とします。
- (3) くじによる事業者の決定

最高となるべき提案価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定しますが、応募者が立会いを希望しない場合は、本件公募に関係のない当局職員が立会いのもと、くじにより決定します。

① 応募者が立会いを希望する場合

立会を希望する応募者は、応募申込書（様式第1号）の「くじによる事業者の決定」の「☐ 立会いを希望します。」へチェック（☒）の上、連絡先（担当者名、電話番号）を記入してください。

また、くじを行うこととなった場合は、当局からくじの対象となる応募者（連絡先）へ電話で連絡するので、当該応募者又は担当者は、審査日（令和8年10月14日（水曜日））において、当局からの電話を遅滞なく受けられるように準備し、連絡を受けてから1時間以内に身分証明書等を持参の上、上記3の（2）受付場所まで来てください。（本人確認のため、身分証明書等のコピーをさせていただくことがありますので、予めご了承ください。）

② 応募者が立会いを希望しない場合

立会を希望しない応募者は、応募申込書（様式第1号）の「くじによる事業者の決定」の「☐ 立会いを希望しません。」へチェック（☒）を記入してください。

(4) 再度の応募及び事業者の決定

応募書類の審査の結果、当該公募物件にかかる事業者となるべき応募者がいない（提案価格が国の設定する最低使用料未満であった）ときで、応募者が、再度の応募（応募申込書の提出）を希望する場合は、希望者に対し、応募期間等を個別に連絡した上で、再度の応募申し込みを受け、事業者の決定を行いますので、当局の指示に従ってください。

(5) 事業者の公表

事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、財務省中国財務局のホームページに決定使用料及び決定事業者の商号、又は名称を掲載します。

5. 使用許可申請の手続

事業者に決定した者は、令和8年10月26日（月曜日）までに、別添2「国有財産使用許可申請書」（添付書類を含む）を下記（1）の受付場所に提出してください。

（1）受付場所

【物件番号：広島-1（合同宿舎牛田住宅）、広島-2（合同宿舎己斐住宅）、広島-3（合同宿舎草津住宅）】

上記3.（2）の受付場所

【物件番号：岡山-1（合同宿舎西古松住宅）、岡山-2（合同宿舎津島住宅）】

岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎4階

中国財務局岡山財務事務所管財課事務室

【物件番号：岡山-3（合同宿舎堀南住宅）】

倉敷市水島北幸町2-2

中国財務局岡山財務事務所倉敷出張所管財課事務室

【物件番号：島根-1（合同宿舎山代住宅）、島根-2（合同宿舎第四西川津住宅）】

松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎4階

中国財務局松江財務事務所管財課事務室

（2）使用許可申請書及び添付資料等

カーシェアリング事業のために必要な現場工事がある場合は、使用許可申請書記の3利用計画（事業計画）に当該工事の内容（概要）を記載の上、工事図面等を添付してください。また、工事の内容については、使用許可申請書提出前に、上記の受付場所と調整し、必要に応じて工事着工前に合同宿舎の自治会への説明・調整を行ってください。

6. 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- （1） 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- （2） 事業者が応募者の資格を失った場合。

7. その他

- （1） 使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とします。
- （2） 中国財務局が使用許可を行う際に付する条件（使用許可書の条項）について、遵守してください。（別添3「国有財産使用許可書（案）」参照。）
- （3） 中国財務局への情報提供

当該使用許可の効果を検証する場合がありますので、中国財務局が利用状況や利用者の傾向等の情報提供を求めたときは協力してください。（個人情報に関するものは求めません。）

(4) 使用許可の無効

使用許可申請する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の申請は無効とします。

(5) 使用許可の取消

事業者が不正の手段により許可を受けたことが判明したときは許可を取消します。また、使用許可条件のほか、当該公募要項の各規定に違反したときは許可を取消する場合があります。

(6) 返還方法

使用許可を終了した場合又は取消された場合・無効とされた場合は、速やかに、次の①②に該当するものを除き原状回復すること。原状回復に要する費用は全て事業者の負担とします。（原状回復が遅れたことで中国財務局に損害が生じた場合は、事業者はこれを賠償しなければなりません。）

① 通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化

② 事業者の責めに帰することができない事由による損耗

8. 公募に関する問い合わせ先

財務省中国財務局管財部統括国有財産管理官（第三部門）

広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号 広島合同庁舎 4 号館（10 階）

電話 082-221-9221 内線 3557 担当：岡、尾崎

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所 在 地

名 称

(法 人 名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

広島ー1

物件（宿舎）名

合同宿舎牛田住宅

使用場所

広島市東区牛田本町 6ー1505ー90

(住居表示：広島市東区牛田本町 6 丁目 2)

(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 5 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次：令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格（第 1 年次） 金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

☐ 立会いを希望します。（担当者名 、電話番号 ー ー ）

☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積（駐車場区画外に設置するもの）

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。（記載済み）
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所 在 地

名 称

(法 人 名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

広島一2

物件（宿舎）名

合同宿舎己斐住宅

使用場所

広島市西区己斐西町 2256-12 外
(住居表示：広島市西区己斐西町 21)
(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 1 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次：令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格（第 1 年次）

金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

- ☐ 立会いを希望します。（担当者名 、電話番号 － － ）
☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積（駐車場区画外に設置するもの）

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。（記載済み）
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所在地

名称

(法人名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

広島一3

物件(宿舎)名

合同宿舎草津住宅

使用場所

広島市西区草津新町 1-19-1 外

(住居表示: 広島市西区草津新町 1 丁目 19)

(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 1 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次: 令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格(第 1 年次) 金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

☐ 立会いを希望します。(担当者名 、電話番号 - -)

☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積(駐車場区画外に設置するもの)

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。(記載済み)
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所 在 地

名 称

(法 人 名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

岡山ー1

物件（宿舎）名

合同宿舎西古松住宅

使用場所

岡山市北区西古松 236-101 外

(住居表示：岡山市北区西古松 238-105-1 外)

(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 1 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次：令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格（第 1 年次）

金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

☐ 立会いを希望します。（担当者名 、電話番号 － － ）

☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積（駐車場区画外に設置するもの）

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。（記載済み）
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所 在 地

名 称

(法 人 名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

岡山ー2

物件（宿舎）名

合同宿舎津島住宅

使用場所

岡山市北区いずみ町 1-21 外

(住居表示：岡山市北区いずみ町 4-1 外)

(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 1 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次：令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格（第 1 年次） 金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

☐ 立会いを希望します。（担当者名 、電話番号 － － ）

☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積（駐車場区画外に設置するもの）

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。（記載済み）
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所在地

名称

(法人名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

岡山ー3

物件(宿舎)名

合同宿舎堀南住宅

使用場所

倉敷市堀南字稿毛場 850-2

(住居表示: 倉敷市堀南 850-2)

(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 1 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次: 令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格(第 1 年次) 金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

☐ 立会いを希望します。(担当者名 、電話番号 - -)

☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積(駐車場区画外に設置するもの)

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。(記載済み)
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所在地

名称

(法人名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

島根ー1

物件(宿舎)名

合同宿舎山代住宅

使用場所

松江市山代町字来美 698-1
(住居表示: 松江市山代町 698-1)
(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 1 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次: 令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格(第 1 年次)

金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

- ☐ 立会いを希望します。(担当者名 、電話番号 ー ー)
☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積(駐車場区画外に設置するもの)

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。(記載済み)
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

(様式第 1 号)

応募申込書

令和 年 月 日

中国財務局長 殿

応募者

所 在 地

名 称

(法 人 名)

(代表者名)

提案の内容

物件番号

島根-2

物件（宿舎）名

合同宿舎第四西川津住宅

使用場所

松江市西川津町字諸田 831-1

(住居表示：松江市西川津町 831-1)

(公募要項別添 1「駐車場平面図」)

区分・数量

土地・駐車場 1 区画

使用期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

提案価格算定期間

第 1 年次：令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

提案価格（第 1 年次） 金

円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

☐ 立会いを希望します。（担当者名 、電話番号 - - ）

☐ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積（駐車場区画外に設置するもの）

m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。（記載済み）
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

記入例

応募申込書

令和8年〇月〇日

中国財務局長 殿

応募者

所在地 広島県〇〇市 〇〇町 〇〇〇〇
名称
(法人名) 株式会社 □□□□□
(代表者名) 代表取締役社長 △△△△

提案の内容

物件番号 広島ー1
物件(宿舎)名 合同宿舎牛田住宅
使用場所 広島市東区牛田本町 6ー1505ー90
(住居表示: 広島市東区牛田本町 6 丁目 2)
(公募要項別添 1 「駐車場平面図」)

区分・数量 土地・駐車場 5 区画

使用期間 令和8年12月1日～令和10年11月30日

提案価格算定期間 第1年次: 令和8年12月1日～令和9年11月30日

提案価格(第1年次) 金 1,234,000 円 (税抜き価格)

くじによる事業者の決定

☐ 立会いを希望します。(担当者名 、電話番号 ー ー)
☒ 立会いを希望しません。

看板等設置予定面積(駐車場区画外に設置するもの) 1.23 m²

注 意

1. 物件名の欄には、宿舎名を記載してください。(記載済み)
2. 金額はアラビア数字(算用数字)で記載してください。
3. 当該使用期間の提案価格を記載してください。
4. 一度提出した応募申込書の訂正・取消はできません。

誓約書

☐ 私

☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式2-2により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

中国財務局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名称

(様式第2-2号)

令和 年 月 日

[illegible]

(様式第3号)

公募に関する質問書

【公募に付する事項】

中国財務局管内の合同宿舎における自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集

(提出期限：令和8年10月8日（木曜日）16時30分必着)

質問項目	
質問事項	

※複数の質問及び意見等をまとめて記入しないで下さい。

氏名又は名称

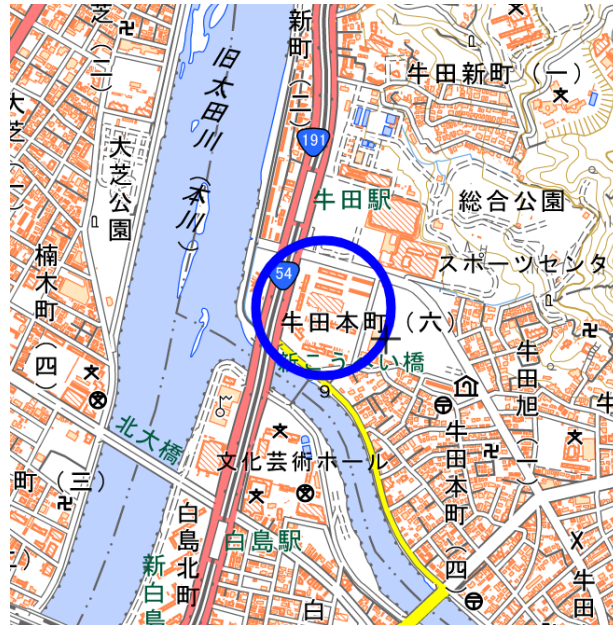
連絡先 担当者名

TEL

別添 1

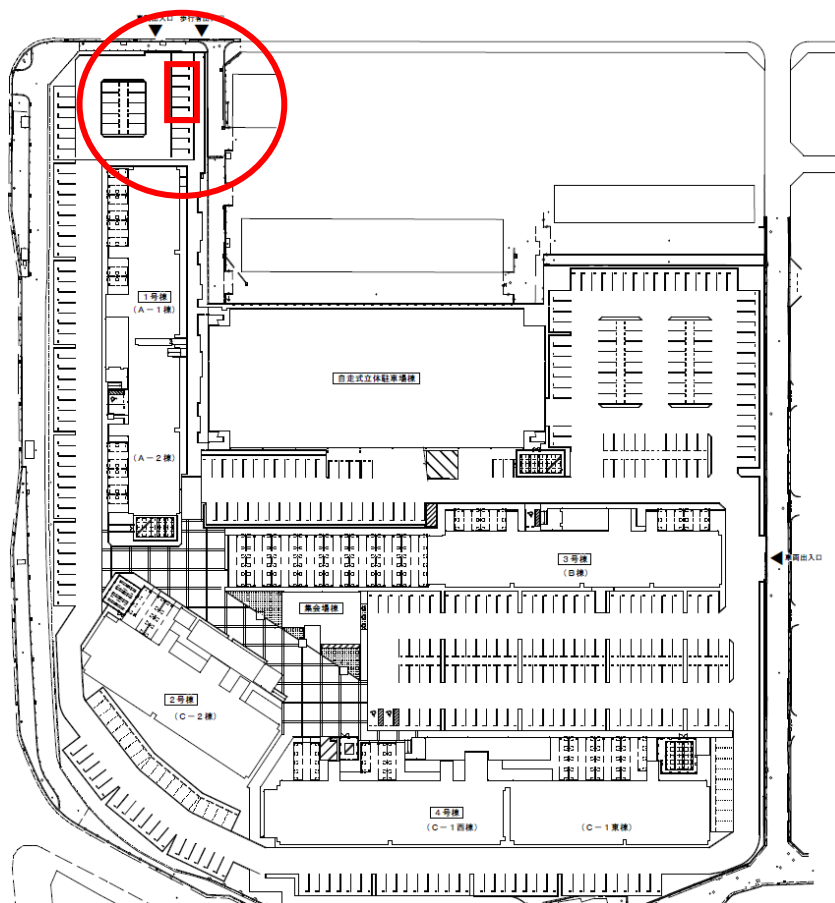
【合同宿舎牛田住宅】

広島市東区牛田本町 6-1505-90(住居表示:広島市東区牛田本町 6 丁目 2)



出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



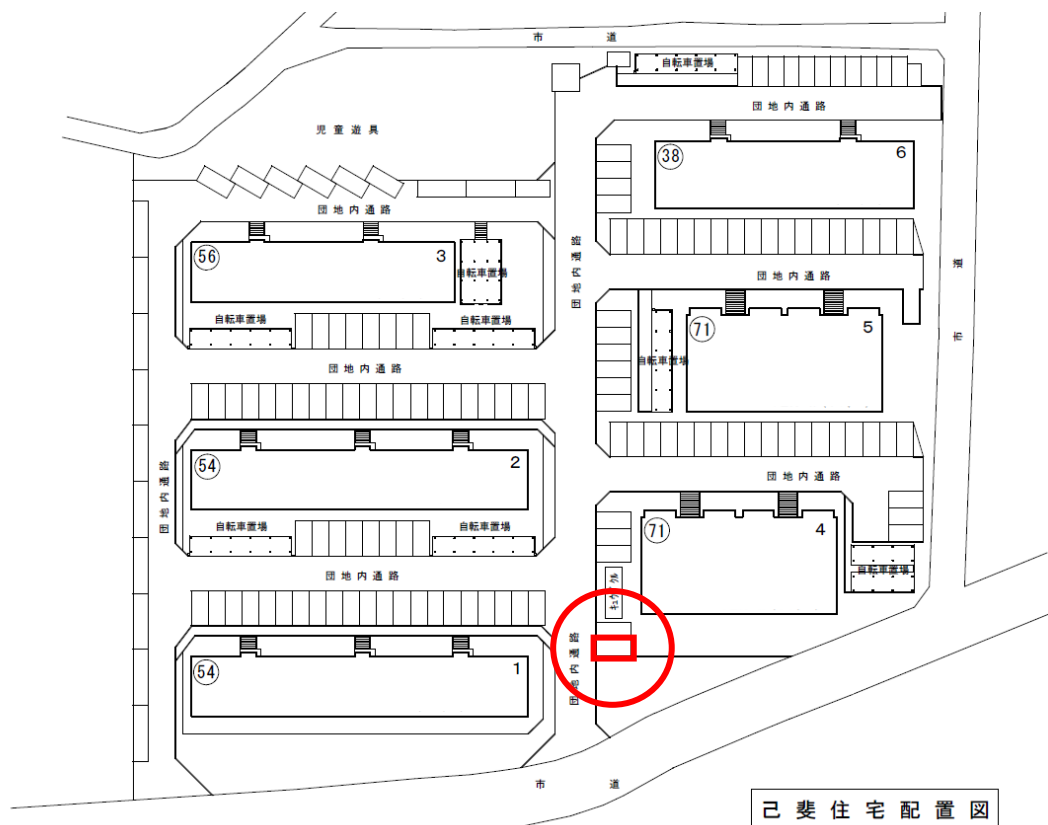
【合同宿舎己斐住宅】

広島市西区己斐西町 2256-12 外(住居表示:広島市西区己斐西町 21)



出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



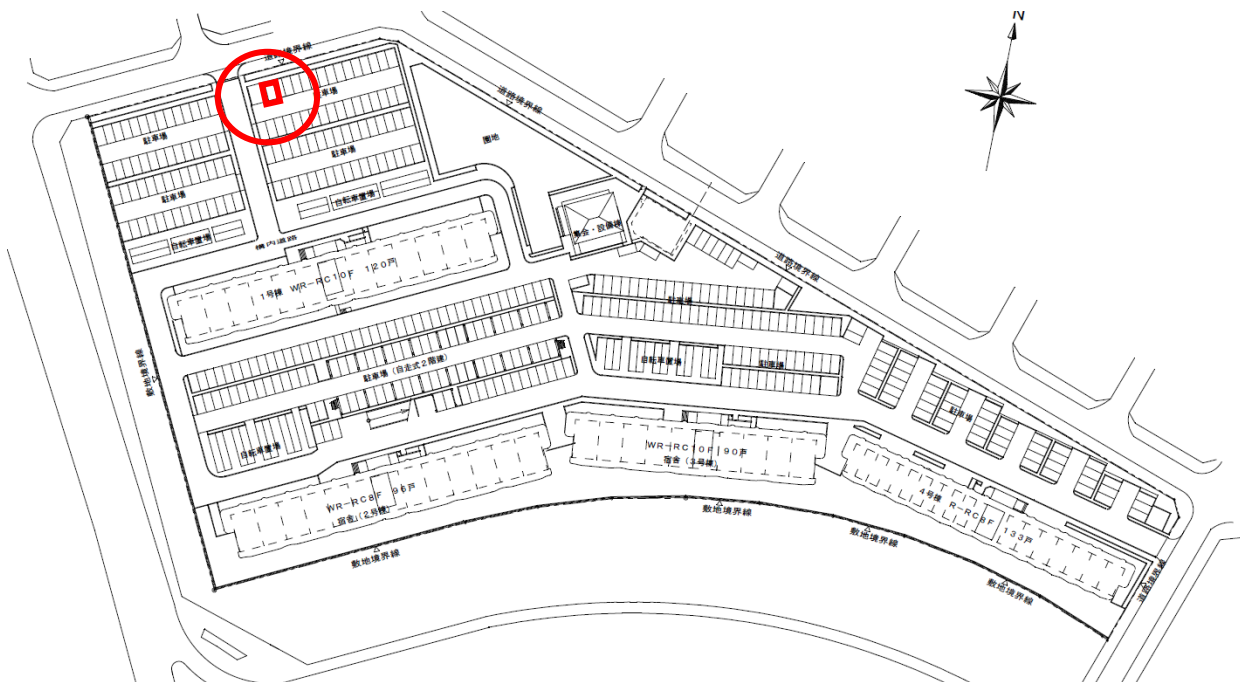
【合同宿舎草津住宅】

広島市西区草津新町 1-19-1 外(住居表示:広島市西区草津新町 1 丁目 19)



出典:国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



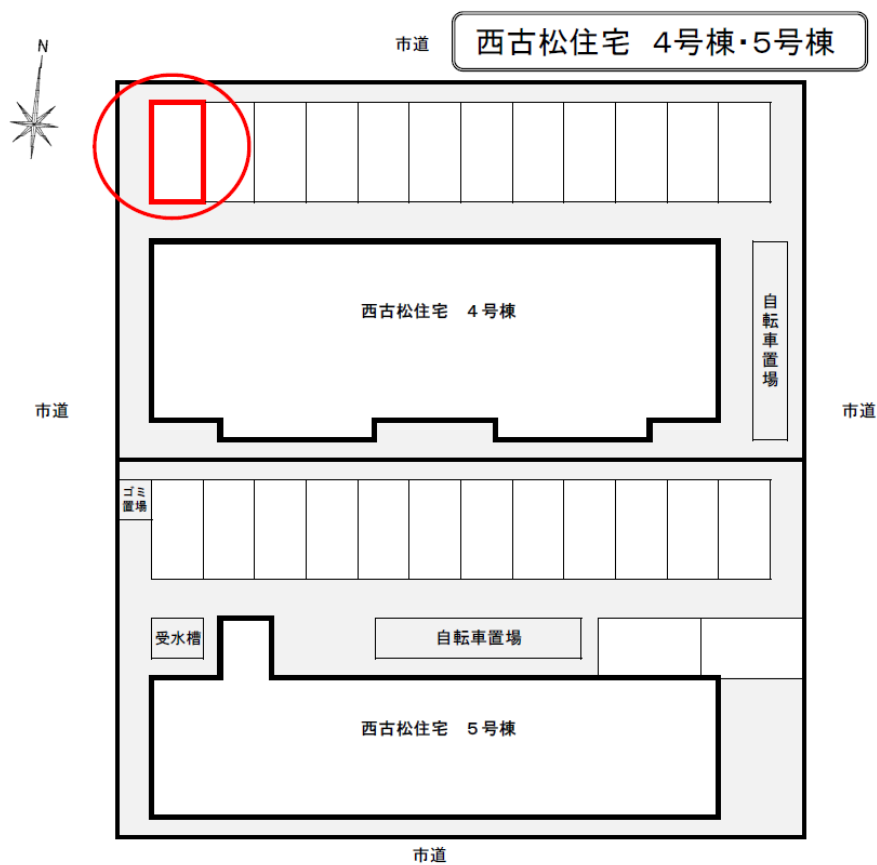
【合同宿舎西古松住宅】

岡山市北区西古松 236-101 外(住居表示:岡山市北区西古松 238-105-1 外)



出典:国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



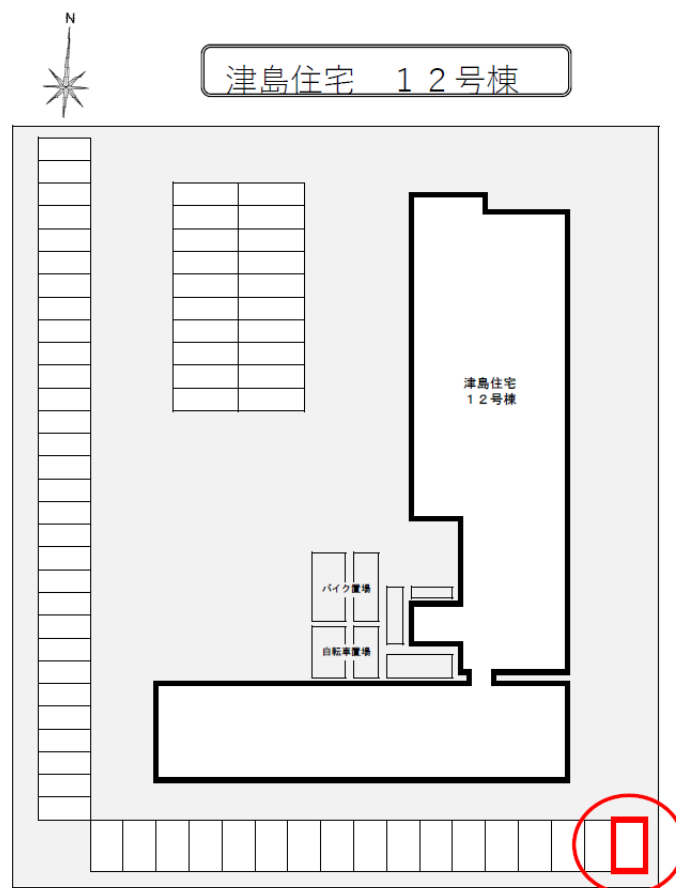
【合同宿舍津島住宅】

岡山市北区いずみ町 1-21 外(住居表示:岡山市北区いずみ町 4-1 外)



出典:国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



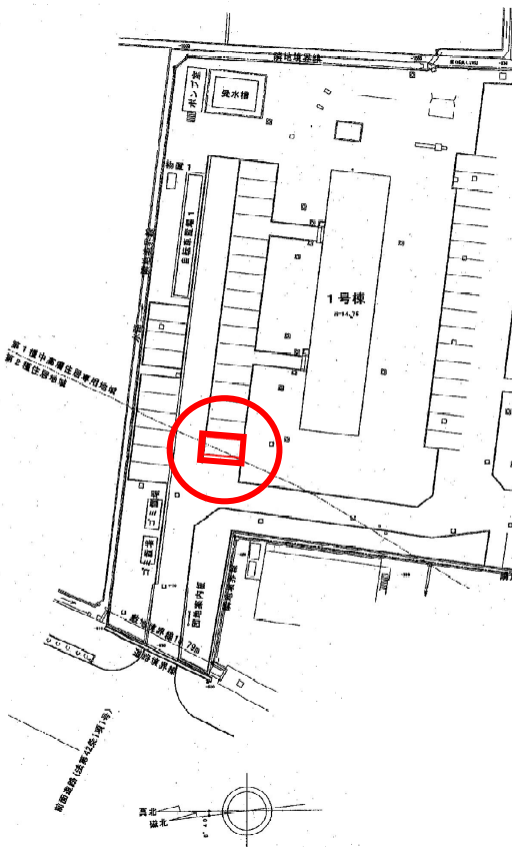
【合同宿舎堀南住宅】

倉敷市堀南字稿毛場 850-2(住居表示:倉敷市堀南 850-2)



出典:国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



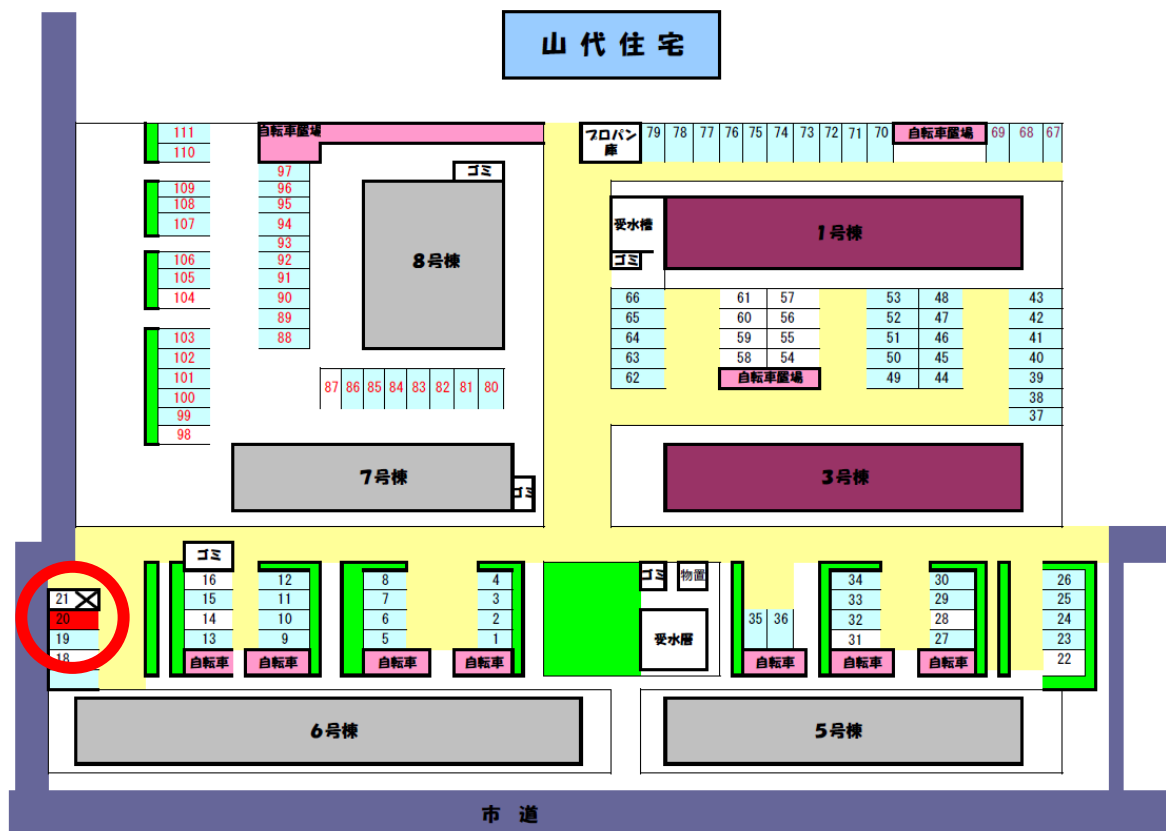
【合同宿舎山代住宅】

松江市山代町字来美 698-1 (住居表示: 松江市山代町 698-1)



出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



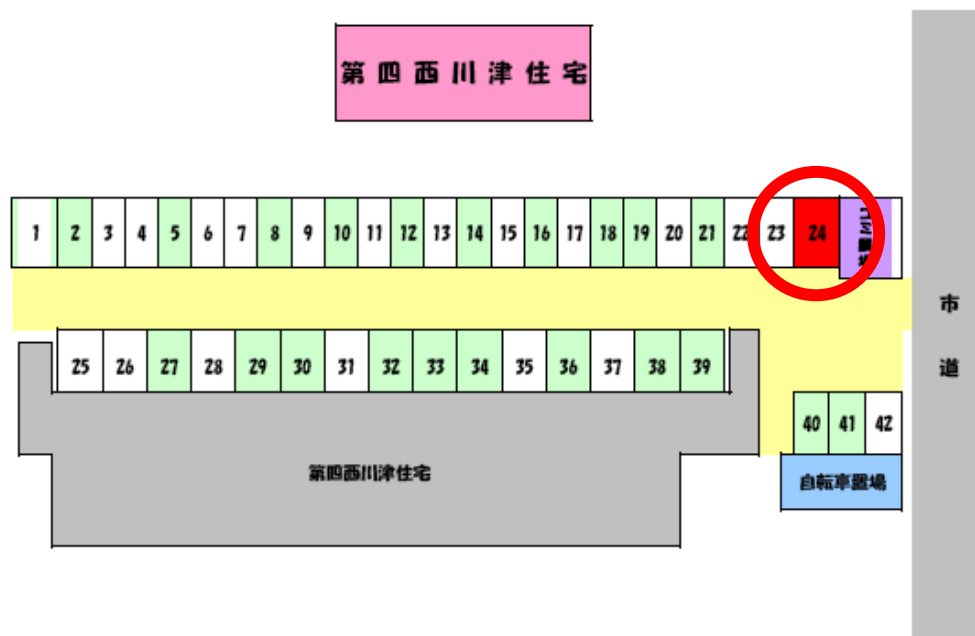
【合同宿舎第四西川津住宅】

松江市西川津町字諸田 831-1 (住居表示: 松江市西川津町 831-1)



出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※国土地理院地図に対象地を追記



令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所 在 広島市東区牛田本町 6-1505-90
(住居表示：広島市東区牛田本町 6 丁目 2)

(2) 区 分 土地

(3) 数 量 62.5㎡

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

カーシェアリング事業

4 使用しようとする期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

5 その他参考となるべき事項

1区画あたり数量12.5㎡

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所 在 広島市西区己斐西町 2256-12 外
(住居表示：広島市西区己斐西町 21)

(2) 区 分 土地

(3) 数 量 12.5㎡

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

カーシェアリング事業

4 使用しようとする期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

5 その他参考となるべき事項

1区画あたり数量12.5㎡

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所 在 広島市西区草津新町 1-19-1 外
(住居表示：広島市西区草津新町 1 丁目 19)

(2) 区 分 土地

(3) 数 量 12.5㎡

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

カーシェアリング事業

4 使用しようとする期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

5 その他参考となるべき事項

1区画あたり数量12.5㎡

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所 在 岡山市北区西古松 236-101 外
(住居表示：岡山市北区西古松 238-105-1 外)

(2) 区 分 土地

(3) 数 量 12.5㎡

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

カーシェアリング事業

4 使用しようとする期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

5 その他参考となるべき事項

1区画あたり数量12.5㎡

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所 在 岡山市北区いずみ町 1-21 外
(住居表示：岡山市北区いずみ町 4-1 外)

(2) 区 分 土地

(3) 数 量 12.5㎡

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

カーシェアリング事業

4 使用しようとする期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

5 その他参考となるべき事項

1区画あたり数量12.5㎡

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所 在 倉敷市堀南字稿毛場 850-2
(住居表示：倉敷市堀南 850-2)

(2) 区 分 土地

(3) 数 量 12.5㎡

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

カーシェアリング事業

4 使用しようとする期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

5 その他参考となるべき事項

1区画あたり数量12.5㎡

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所 在 松江市山代町字来美 698-1
(住居表示：松江市山代町 698-1)
 - (2) 区 分 土地
 - (3) 数 量 12.5㎡
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画(事業計画)
カーシェアリング事業
- 4 使用しようとする期間
令和8年12月1日から令和10年11月30日まで
- 5 その他参考となるべき事項
1区画あたり数量12.5㎡

令和 年 月 日

財務省所管国有財産部局長 殿

申請者 住所
名称
氏名(代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所 在 松江市西川津町字諸田 831-1
(住居表示：松江市西川津町 831-1)

(2) 区 分 土地

(3) 数 量 12.5㎡

2 使用しようとする理由

3 利用計画(事業計画)

カーシェアリング事業

4 使用しようとする期間

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

5 その他参考となるべき事項

1区画あたり数量12.5㎡

中財統国三第 378-3 号
令和 年 月 日

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局長 若原 幸雄

(T8000012050001)

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	広島市東区牛田本町6-1505-90 (住居表示：広島市東区牛田本町6丁目2)
区 分	土地（敷地）
数 量	24,918.82㎡のうち62.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎牛田住宅
専用面積	62.5㎡（駐車場5区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、 円(うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%)とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

- 第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。
 - 3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

- 第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舎自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舎牛田住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局長 若原 幸雄

(T8000012050001)

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	広島市西区己斐西町2256-12外 (住居表示：広島市西区己斐西町21)
区 分	土地（敷地）
数 量	10,661.70㎡のうち12.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎己斐住宅
専用面積	12.5㎡（駐車場1区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、 円(うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%)とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

- 第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。
 - 3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

- 第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舍自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舍己斐住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局長 若原 幸雄

(T8000012050001)

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	広島市西区草津新町1-19-1外 (住居表示：広島市西区草津新町1丁目19)
区 分	土地（敷地）
数 量	24,013.70㎡のうち12.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎草津住宅
専用面積	12.5㎡（駐車場1区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、 円(うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%)とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舎自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舎草津住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局岡山財務事務所長 越智 明子

（T8000012050001）

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	岡山市北区西古松236-101外 (住居表示：岡山市北区西古松238-105-1外)
区 分	土地（敷地）
数 量	6,193.91㎡のうち12.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎西古松住宅
専用面積	12.5㎡（駐車場1区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%）とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示8号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舎自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舎西古松住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局岡山財務事務所長 越智 明子

（Ｔ８００００１２０５０００１）

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	岡山市北区いずみ町1-21外 (住居表示：岡山市北区いずみ町4-1外)
区 分	土地（敷地）
数 量	20,487.82㎡のうち12.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎津島住宅
専用面積	12.5㎡（駐車場1区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%）とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示8号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舎自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舎津島住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局岡山財務事務所倉敷出張所長 矢延 賢之

(T8000012050001)

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	倉敷市堀南字稿毛場850-2 (住居表示：倉敷市堀南850-2)
区 分	土地（敷地）
数 量	10,266.34㎡のうち12.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎堀南住宅
専用面積	12.5㎡（駐車場1区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、円（うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%）とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示8号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舎自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舎堀南住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局松江財務事務所長 植田 健一

（T8000012050001）

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	松江市山代町字来美698-1 (住居表示：松江市山代町698-1)
区 分	土地（敷地）
数 量	10,631.98㎡のうち12.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎山代住宅
専用面積	12.5㎡（駐車場1区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%）とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示8号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舎自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舎山代住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）

国有財産使用許可書（案）

使用者

殿

許可者

財務省所管国有財産部局長

中国財務局松江財務事務所長 植田 健一

（Ｔ８００００１２０５０００１）

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在	松江市西川津町字諸田831-1 (住居表示：松江市西川津町831-1)
区 分	土地（敷地）
数 量	1,765.53㎡のうち12.5㎡
使用部分	別図のとおり
宿 舎 名	合同宿舎第四西川津住宅
専用面積	12.5㎡（駐車場1区画）
指定保管場所	〇〇

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件をカーシェアリング事業の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年12月1日から令和10年11月30日までとする。ただし、

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第4条 令和8年12月1日から令和9年11月30日までの使用料は、円（うち消費税及び地方消費税の額 円・消費税率10%）とする。

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示8号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
- 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（使用許可の取消し）

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

- 第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。
- 3 前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

- 第13条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

（使用者の遵守義務）

第16条 使用を許可された者は、公募要項（合同宿舍自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集）に基づき業務を遂行しなければならない。

（使用に当たっての留意事項）

第17条 使用を許可する物件は、合同宿舍第四西川津住宅として入居者の居住の用に供しており、使用目的に供するため車両通行等を行う場合は、居住者等の安全確保等に努めるとともに、すべて使用許可された者の責任とする。

2 使用を許可された者は、労働安全衛生法に基づき適切な措置を講じなければならない。

（近隣調整）

第18条 事業の実施にあたって使用を許可された者は、近隣住民に事業の説明を行い、近隣調整に努めなければならない。

（ 以 下 余 白 ）